

庚子年九月に關ヶ原石田治部少輔三成逆心之砌、右衛門尉西  
国方之衆(ママ)関下原為ニ後詰江州水口迄出陣仕候所に、西国方敗軍  
ゆへ彼所に扣へ罷有候所に 権現様御打果し可レ被レ遊との御  
上意の所、色々御侘言申あけられ、法体に成、高野山江登る  
右衛門尉大坂陣之砌、郡山之城ハ大事之所とて、自分之馬上の  
もの千騎はかり有之内、七百騎郡山に残し家臣分大形残り、  
関下原(ママ)へハ馬上三百騎つれ出陣たり、人数多く持候ハ御代官  
仕りたる故也、扨郡山留守、右衛門尉ハ水口より高野山へ登山  
共、又ハ腹切申さるゝともいへり、或ハ御打果とも遠流とも種々  
沙汰有之

一、郡山へも関東より御人数押寄候との事、大和国中之百姓

とも古への国侍之流人とも居申候を大将に致し、一揆を發シ

郡山へ押込、町口端々放火し或ハ乱取を致す、留守居之家臣

ともに忘却せり、既に調かね思案半に見へけり、其前より渡辺

勘兵衛浪人にて大関(関)の昵近を望ミ居たるを右衛門尉聞及、時

節を見合被召出候様に才覚すへしとて、客人分に合力米壺

万俵与へて、三之丸郭内に罷有候故、仕置等には不レ構、されとも

勘兵衛家臣ともへ申けるハ、ケ様に彼是と取乱し以之外なる儀、

急度御分別尤二候とあれば、返答に、ケ様に家中乱れ治りかね候

得者郷中之事可仕様無之、旨于時勘兵衛申けるハ、何も御支配

難儀候ハ、某儀を者頭に被仰付与差図いたし鎮めみ候ハんと

あれば、家臣一等に同心す、定て寄手もやかて可参之間、籠城

之究め可然、各諸子の妻子(士カ)を人質に出し候へとあれば、皆々

人質を取堅め平丸(本カ)に入置、扨人数式三百宛用意いたし在々へ